

鳥取県中部圏域がん対策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部圏域がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 推進会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) がん検診の現状及び課題
- (2) がん検診受診率向上に向けた具体的取組
- (3) その他がん対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、中部総合事務所長が、会長の同意を得て招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、中部総合事務所福祉保健局健康支援課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要事項は、推進会議が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。